

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

納税者に退職、転勤等の異動があったときは、異動した月の翌月10日までに異動届出書を提出してください。

給与の支払いを受けなくなった方のうち、令和7年度特別徴収になっている方で、令和7年1月1日と令和8年1月1日の住所地が異なる場合は、令和7年1月1日の住所地の市区町村へ特別徴収に係る給与所得者異動届出書を、令和8年1月1日の住所地の市区町村へは給与支払報告に係る給与所得者異動届出書をそれぞれ提出してください。

退職者の未徴収税額の一括徴収について

1月1日から4月30日までに退職した人の未徴収税額については、本人の申出の有無にかかわらず一括徴収することが義務付けられています。（6月1日から12月31日までの間に退職した人の未徴収税額については、本人の了解を得て一括徴収してください。）

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

記載例（転勤の場合）

付 受 印 7		市町村民税 道府県民税 森林環境税		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書	
令和 7 年 8 月 10 日 提出		貝塚市 貝塚 町 町長		給与支払義務者 名称 貝塚商事株式会社		所在地 〒 597-0072 貝塚市 田中 1 丁目 17 番 1 号	
担当 者		氏名 大阪 花恵		電話 072-422-1111		総務課給与係	
特別徴収 指定番号		6 年度 冠番号		7 年度 特別徴収 指定番号		0501132	
特別徴収 指定番号		6 年度 冠番号		7 年度 冠番号		3	
給与 氏名	フリガナ カイヅカ タロウ	姓	太郎	特別徴収税額 (年税額)	(ア)	徴収済税額 (イ)	未徴収税額 (ウ) (ア)-(イ)
生年月日	明・大・中・平 55 年 5 月 5 日生	新	円	6 月分から 7 月分まで	円	8 月分から 5 月分まで	円
所得 者	住 1 月 1 日 在 貝塚市 北町 23 番 1 号	異動 後	同上	120,000	20,000	100,000	異動後の未徴収 税額の徴収方法
① 転勤・転籍 ② 退職 ③ 特別徴収継続 ④ 死亡 ⑤ 休職 ⑥ 一括徴収 ⑦ 支払不定期 ⑧ その他 ⑨ 普通徴収 (本人が納付) その他理由を () に入力してください。							
※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。							
新しい勤務先 (特別徴収義務者)		所在地 〒 530-0005 大阪市北区中之島 1-3-10		特別徴収指定番号		氏名 中央 太郎	
フリガナ チュウオウシヨウジカブシキガイシャ		名称 中央商事株式会社		法人番号		電話番号 06-6312-4000	
新しい勤務先へは、 月割額 10,000 円 を 8 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。		受給者番号		納入書の要否		必要 ・ 不要	
●一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）							
該当する項目に○をしてください。				徴収予定額((ウ)と同額) 円			
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。				左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。			
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。							
●普通徴収の場合（一括徴収しない）場合 ①・②に当てはまらない場合に記入してください。							
該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。							
1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。							
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。							
3 死亡による退職のため。							
旧 特別 徴収 処理 欄	6 年度	月分以降 の月割額は	転勤・一括・普 均・非・処理不	期分～	処理日		
	7 年度	月分以降 の月割額は	転勤・一括・普 均・非・処理不	期分～	処理日		